

件名	東大阪市立長瀬斎場整備事業
(質 問 事 項)	(回 答)
総合評価落札方式実施要領書P7(7) 支払条件について 工程計画において竣工を令和4年度内に短縮させた場合の支払条件の変更は可能でしょうか。	支払条件については原則、実施要領書に記載のとおりです。ただし、提出された技術提案により、必要に応じて契約締結時に変更します(事業終了年度以外の各年度の支払限度額は出来高予定額の10分の9とする)。なお、『(案)設計・施工一括請負契約書』についても支払条件により変更となります。 質問事項では、令和4年度中に引渡し後の性能試験等すべての業務の完了を含めて6ヵ月以上の工期短縮をご検討であると考えますが、その場合以下のような注意事項があります。 ※提出された技術資料の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合又は技術資料の記載内容が要求水準書に規定された内容を満たしていないと判断できる場合等は欠格事項に該当します。いずれの場合においても様式番号7-3-4、9-7等で実現可能であることが判断できる技術提案資料を提出してください。
要求水準P2(3)・P38(7) 業務期間・稼働準備業務について 工事引渡し(5年4月30日)後、性能試験等を実施した上で(5年9月30日)までに全ての業務を終了すること。また質疑回答において供用開始は遅くとも5年7月1日～を予定とありますが稼働準備業務は協議とありその3ヵ月間の稼働準備業務期間を工程計画で短縮する事は可能でしょうか。	要求水準書上、稼働準備業務期間については特に期間の長さを定めておりません。支障なく、安定した稼働が可能となる計画作成及び期間設定を行ってください。
要求水準P11(4)施設概要①外部施設ゾーン エ外灯の新設(既設器具位置にて取替)について 現況と同程度の照度(約2LX)の確保。 既設器具位置総本数26本を周囲への明るさへの影響を考慮する事とありますが近接道路付近の外灯の照度はホール付近では非常に明るく周囲へ影響を与えますが現況位置の計画で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
要求水準書P4 管理棟概要 構造内容で軽量鉄骨造(杭基礎)とありますが上屋の荷重が軽量の為、柱状基礎改良杭、地盤改良杭の基礎の検討でも宜しいでしょうか。	不可能です。要求水準書に記載のとおりです。
共通仮設工事について 当事業計画地西側に東大阪市所有の土地が有りますが、一部を借与する事は可能でしょうか。建設地は非常に狭小地で資材置き場、工事用車両、現場事務所も設ける事ができません。借与可能であれば近隣周辺の交通災害、第三者災害の対策には効果は多大であり、もとより工事工程の短縮になります。	長瀬三丁目の市有地につきましては、現在本市の土地所管部局において活用に向けて動いているところです。長瀬斎場の工事には利用できません。

要求水準書(第2版)P17、P21、発電機設備容量については、「停電時に実施中の火葬業務を完遂出来る必要最低限の設備」とありますが、火葬炉計画図火葬タイムテーブルに基づけば、炉と付属設備が同時並行で使用されるのは4炉中、2炉のみです。よって2炉+付属機器(ファン、照明等)の負荷に対し2時間程度の供給能力を備えた発電設備を設置すれば宜しいでしょうか。(概算250KVA前後の能力と推定)また、消防設備など防災負荷への供給が無いので消防認定品は不要と考えて宜しいでしょうか。	「停電時に実施中の火葬業務を完遂出来る必要最低限の設備」とは、災害などの停電時に使用されている2炉において火葬業務が完遂できる設備です。 消防認定品以外を設置しても法令上問題が無ければ不要です。
要求水準書(第2版)P17、リアクトル一体型低圧コンデンサ(乾式)とありますが、高圧側へ設置すると解釈して宜しいでしょうか。また受変電設備単線結線図には複数台のコンデンサ群を構成し力率調整を高圧VMCにて行っておりますが、リアクトル・コンデンサ共に1台ずつ設置しVMCと力率調整を取りやめて宜しいでしょうか。ご指示ください。	「リアクトル一体型低圧コンデンサ(乾式)」とは、低圧側にリアクトル一体型低圧進相コンデンサを設置するものです。 また、受変電設備単線結線図は、要求水準書には記載しておりません。
要求水準書(第2版)P17、情報表示設備の電波時計は管理棟のみとし、待合×2台、ロビー・霊安室・事務所に各1台ずつ見込んでおけば宜しいでしょうか。また放送機器等の発電機電源系統の弱電機器は法的に必要な設備を除き、停電補償バッテリーは不要と考えて宜しいでしょうか。ご指示ください。	時計の設置は管理棟においては待合室×2、ロビー、事務所、斎場棟においては告別収骨室×2、監視室を想定しています。停電補償バッテリーに関してはお見込みのとおりです。
(要求水準書P16) 「非常照明、誘導灯については、設備を要しないように配慮すること」と有りますが、消防等の協議により設置を指導された場合は、別途増額工事と考えて宜しいでしょうか。	設置を要しないプランとすること。